

小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する 条例の一部を改正する条例（原案の概要）

「小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（以下「分区条例」といいます。）」は、臨港地区（港湾を管理運営するための地区）が担うべき役割を明確にしながら、適正な土地利用を図っていくことを目的として平成8年11月1日に施行されました。

現在、小樽港には、多くのクルーズ船が入港し、第3号ふ頭周辺地区は、クルーズ船の乗客や見送りの市民でにぎわうなど、小樽港を取り巻く環境は刻々と変化しております。

今後の同地区のにぎわいや小樽港の発展を踏まえ、分区条例の一部を改正します。

1 分区について

(1) 分区の指定とは

分区とは、港湾法第39条第1項の規定により港湾管理者が指定することができる港区のことであり、小樽港でも臨港地区内の土地利用の目的や方針を明確にするとともに、港湾施設の有効利用を図る必要から、建築物その他の構築物の用途の規制及び誘導を行うことを目的として、港湾法第40条に基づく分区条例を制定し、次の港区を指定しているものです。

- ・商 港 区 旅客又は一般の貨物を取り扱うことを目的とする区域
- ・工 業 港 区 工場その他工業用施設の設置を目的とする区域
- ・漁 港 区 漁船の出漁の準備や水産物の水揚げ及び加工などを行うことを目的とする区域
- ・マリーナ港区 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の便利施設及び関連施設を設置することを目的とする区域
- ・修景厚生港区 緑地や広場などを整備することを目的とする区域

※その他これらに属さない「無指定区域」があります。

この無指定区域においては、都市計画法に基づく地区計画等による建物用途などの規制を行っています。

(2) 分区の一部見直しに至る経過

現在、小樽港は、平成26年6月に策定された「第3号ふ頭及び周辺再開発計画」に基づき、第3号ふ頭を国際旅客船ふ頭として整備し、更なるクルーズ振興を図るとともに、同ふ頭及び周辺区域を港の景観や水辺を生かしたにぎわいある交流空間とすることを進めております。

同区域の公共施設整備の事業効果をより高めるためには、観光・商業施設の早期導入は極めて重要であることから、今般、分区条例の一部改正を行うものです。

2 分区条例の一部改正の趣旨（別表第1第9号）

現在、商港区の構築物には、港湾施設の有効利用を図る観点から、建物用途による様々な規制をしておりますが、飲食店及び物品販売業を営む店舗（以下「飲食・物販店」といいます。）などの便益施設は、同地区の従事者や利用者の利便性を高めることを目的として建設を認めてきました。

そのような中、「第3号ふ頭及び周辺再開発計画」の推進に伴い、商港区における経済及び観光の振興を図るためには、第3号ふ頭及び周辺区域の観光・商業機能の導入を見据えた弾力的な土地利用を促進する必要があります。

そのため、商港区の一部を経済及び観光の振興を目的として市長が指定する区域（以下「**経済・観光振興指定区域**」）といいます。場所は、別添図面（※）のとおりです。）とし、経済・観光振興指定区域においては、一般利用者を対象とした飲食・物販店その他の便益施設の建設を認めることとします。

《便益施設》

- ・一般利用者を対象とした飲食・物販店
- ・一般利用者を対象とした会議場、展示場、研究施設、その他の共同利用施設
- ・その他経済及び観光の振興に資するものとして、市長が特に認める施設

※ 別添図面中「既存の指定区域」とあるのは、商港区のうち、構築物の床面積の上限を緩和するために市長が指定した区域（平成22年3月23日に指定し、告示しています。）です。

3 改正後の分区条例の施行期日

令和3年4月1日（予定）